

原子力損害賠償の集中の原則

佐 藤 一 明

目 次

- 1 はじめに
- 2 集中の原則の長所
- 3 集中の原則の短所
- 4 集中の原則の沿革
- 5 集中の原則と求償権
- 6 原子力条約と責任集中主義
- 7 原子力損害賠償 集中の原則に関する訴訟
- 8 結語

[キーワード]

製造物責任	原子力事業者	アメリカ、イギリスからの指導
原子力補完的補償条約（CSC）		原子力損害賠償法4条集中の原則
原子力損害賠償法5条求償権		水戸地判平成20年2月27日判決

要 旨

原子力損害賠償の集中の原則とは原子力の事故が発生した時、本来責任を負うべきものが原子力事業者以外にあったとしても原子力事業者のみが賠償責任を負いその他の者は責任を負わないということである。

原賠法第4条で原子力事業者以外の者は責任を負わないことが規定されており、また、我が国の集中の原則原子力事業者が被害者に支払った損害賠償に関する求償権についても、第三者の故意により生じた場合は第三者に求償することが規定されている。また、原子力事業者と他の三者の間に求償権の

除外の特約がある場合に求償することが制限されており、求償することができない。

原子力の集中の原則は各国の国内法に規定されているが、原子力事業者だけが原子力損害の責任を負うシステムは、各国の原子力損害賠償法や国際条約にも共通する原賠制度の基本的原則の一つとなっている。

国際条約は現在三個あるがいずれの条約も集中の原則を採用して、国際条約、原子力保有国のいずれもの国が各国で採用している。

集中の原則のメリットは外国の原子力関連企業が日本の原子力事業に参画しやすくなる、被害者は損害賠償の相手が明確になるという利益、さらに集中の原則は日本企業が海外に原子力発電所を輸出するときの免責につながるため日本国に有利で利点が大きい。

集中の原則の短所は損害に原因を与えたものが損害賠償を負担しないので倫理的、道徳的、法律的観点から責任が曖昧である。

国際条約の場面では他国の人権侵害の危険性があり、沿革的にはアメリカ、イギリスからの指導によるものとされている。

日本のみならず、あとから原子力施設を導入した国は、アメリカ、イギリスの指導によることが多いため、同じ法制度になっている。

裁判例は臨界事故 JCO 事件、水戸地判平成20年2月27日 臨界事故発生当時、原告ら事故の際に発生した放射線に被曝したことなどに起因して身体に変調が生じ、また、工場での営業ができなくなった等と主張して、JCO 及びその親会社である住友金属鉱山株式会社に損害賠償を請求したが、水戸地裁は其の請求を棄却した。

しかしこの判決は JOC に100パーセント出資しているのは住友金属鉱山株式会社そのものであり住友金属鉱山株式会社が責任を負担すべきでありこの判決は妥当でない。

いまや集中の原則は原子力の世界に共通の法規範の原則になっておりこの原則を変更することになれば、大混乱を起こすことになる、法的安定性を害することになるのでこの原則を変更することは不可能であると解する。

原子力事業者の責任を問う必要性があれば、第一次的に被害者が損害賠償を容易にするため、損害の相手を明確にするため、原子力事業者が責任をとり、第2次的に原子力事業者から求償権の形をとり、求償することが最も良い策と考える。

1 はじめに

原子力損害賠償の集中の原則とは本来責任を負うべきものが原子力事業者以外にあったとしても原子力事業者のみが賠償責任を負いその他の者は責任を負わないということである。

原子力事業者、電力会社等が被告になり責任を負担する原則である。

一般の民事法の原則、製造物責任法の規定からすると本来責任を負うべきものが原子力事業者以外にあった場合たとえば、建築業者、設計会社、等が責任を負担するはずであるがメーカーにとって製造物責任は大きなリスクである。

しかし、原子力損害の賠償に関する法律4条3項は、「原子炉の運転等により生じた原子力損害については、製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定は、適用しない。」と定めている。

集中の原則は原子力事故の場合の責任主体は原子力事業者（電力会社等）だけであって、原子炉メーカー等の事業者は責任を負わないのである。

この規定は原子力の事故が発生した時、被害者の賠償責任を明確にすることにより原子力事業者と取引するメーカー、サプライヤー等が損害賠償を回避できることを目的にしたものである。

2 集中の原則の長所

第一に、集中の原則により、原子力関連する企業が原子力事業に参画しやすくなるメリットがある。

仮に原子力事業者に責任が集中されない場合、原子力事業者のみならず、原子力事故に関係するメーカー、サプライヤー、工事関連会社等幅広い関係者まで巨額の賠償責任が及ぶ可能性がある、そのようなれば、リスクが原子力への参入を阻害する恐れがある。

このようになれば、原子力事業者は多額の損害賠償の危険負担が怖くて、そのようなリスクを覚悟してまで、原子力への参入をする業者は少なくなる、そうならば健全な原子力事業の発展が望むことができない。

この原則は海外でアメリカ、イギリス、フランス、などの原子力企業が原子力事業に参画し進歩した技術を海外に提供やすくなるメリットがある。

第二に一般の民事の原則が適用されると、被害者にとって損害賠償をする場合に請求の対象である相手が不明確になるという不利益がある。

損害に原因を与えた原子力プラントメーカー、建設工事者、その他もろもろの共同不法行為者が登場して、被害者は誰に損害を賠償してよいか判断することが困難になる。

集中の原則により、被害者が損害賠償を請求する相手が原子力事業者であることが明確であるため、被害者は損害賠償を請求しやすくなるメリットがある。

第三に日本国がついに平成26年11月加盟した原子力補完的補償条約(CSC)に加盟した。

この条約にも集中の原則を採用して原子力事業者、電力会社等のみが被告になり責任を負うとする原則を採用している。

したがって原子力補完的補償条約(CSC)の加盟国で原子力事故が起きた場合、その責任は電力会社に集中するため、原子力プラントメーカーや建設会社が自己責任を負わされることはない。

日本は原子力補完的補償条約(CSC)に加盟したので仮に海外の加盟国の輸出先で原子力事故が発生しても、この原則のため、ただちに製造者責任を負わされることはないことになり、ベトナムはじめアジアの諸国に原子力を輸出するときこの国々が同じ条約に加盟していると集中の原則は日本企業の

免責につながるため日本国に有利で利点大きい。

「この仕組みを構築するには原子力プラントの輸出先となるアジア諸国にも原子力補完的補償条約（CSC）に加盟させる必要がある。

日本国が先に加盟しないとアジア諸国への加盟の打診ができないため、原子力輸出政策を継続するためには日本の原子力補完的補償条約（CSC）加盟は現実的といえる。

又、輸出政策を継続するためには日本の原子力補完的補償条約（CSC）加盟は現実的といえる」¹⁾以前このように言われていたが日本はついに平成26年11月加盟した原子力補完的補償条約（CSC）に加盟した。

3 集中の原則の短所

1 一般の民法の原則 製造物責任法の規定からすると 本来責任を負うべきものが原子力事業者以外にあった場合、たとえば、建築業者、設計会社等が責任を負担するはずであるが集中の原則は責任を負担しない。

損害に原因を作ったものがリスク責任を負うはずである、原子力事業に起因する損害賠償リスクの負担者は原子力事業者が負担するのは当然のことであり、原子力機器メーカー等についても事故に原因を与えているのであれば負担すべきである。

にもかかわらず、原子力事業の損害賠償責任が原子力事業者に限定して原子力機器メーカーも責任を負わないならば、本来責任を負うものが損害賠償金の支払いによる経営破綻リスクを負わないことになり、このようになれば、原子力事業者及び原子力機器メーカーのモラル観や道徳的節度がなくなり、社会的な責任を果たさないことになる。

この原則を歪めたものは、アメリカは日本に原子力発電を導入するとき集中の原則、を強く要求して、日本に輸出して仮に日本で事故が発生してもアメリカの企業が免責条項の挿入を要求してきたことが法律的な沿革であり、アメリカの政治的指導により導入したためといわれている。

2 倫理的、道徳的、法律的観点から責任が曖昧

日本弁護士連合会は2014年8月22日

「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害の補完的補償に関する条約」に関する意見書において、集中の原則を強く批判している。

「原子力損害の賠償に関する法律」は、原子力機器メーカーに製造物責任法を適用する方向で改正されるべきである。

本来、汚染者負担の原則に従い、原子力事業に起因する損害賠償コストは、原子力事業者が負うべきであり、原子力機器メーカーについても製造物責任を負担すべきである。

にもかかわらず、原子力事業者の損害賠償責任が限定され、原子力機器メーカーも製造物責任を負わないならば、これらの者が損害賠償金の支払いによる経営破綻リスクを負わないことになり、原子力事業者及び原子力機器メーカーのモラル・ハザードを招き、事故防止に対する責任ある取組がおろそかになるおそれがある。

かかる観点からは、国の援助措置も、もっぱら被害者救済の目的で行うべきであり、原子力事業者らの経営責任が曖昧になるような形で行われるべきではない。

責任集中主義による原子力機器メーカーの免責

CSC条約においても責任集中主義がとられているが、福島第一原発事故の原因も未解明な中、日本の原子力機器メーカーが損害賠償責任を負わないことを利点として、損害賠償金支払いによる経営破綻のリスクを負わずに原発輸出を進めることの正当性は見出し難い。²⁾

3 集中の原則は国際条約の場面では他国の人権侵害の危険性がある。

日本が原子力補完保障条約に加盟して原子力補完保障条約の集中の原則は他国に悪影響、他国の人権侵害の危険性がある。

平成26年11月国会で日本が原子力補完保障条約に加盟が決定して、途上国を中心に原発が普及する見通しの中、海外での事故のリスクが高まるため日本が有利に進めるためであるとも言われている。

原子力補完保障条約の規定でも集中の原則があり、このため、事故の責任は電力会社などに限られ、メーカーには及ばない為、条約加盟は日本メーカーの原発輸出を後押しする効果もあり、加盟に反対する意見もあった。

集中の原則に反対の主張をしているのが日本弁護士連合会である主な理由は日本弁護士連合会は「原発輸出の推進が目的で、原発による人権侵害を他国に広める」³⁾と反対している。

「原子力損害の補完的補償に関する条約は、原子力事故の被害者保護に欠けるものであり、また、政府によるその締結の目的は原子力機器の輸出の推進にあるから、同条約の締結はすべきでない。

政府は、日本がCSC条約を締結することによって、国際的な原子力損害の補完的賠償制度をもってアジアをはじめとする周辺国の参加を促し、原発輸出を推進する方針である。しかしながら、原子力発電所（以下「原発」という。）は、相手国及び周辺国に、回復不可能な人権侵害、環境問題をもたらすおそれがある。

政府によるCSC条約の締結準備は、原発輸出を推進しようとする一環でなされているものであるが、原発輸出は、相手国及び周辺国に、回復不可能な人権侵害、環境問題をもたらすおそれのあるもので、行うべきでない。また、上記の条約の内容に照らし、その締結は、原子力被害者の保護に欠けることになることが危惧される。」⁴⁾

4 集中の原則の沿革

集中の原則は沿革的にはアメリカ、イギリスからの指導によるものとされている。

日本のみならず、あとから原子力施設を導入した国は、多かれ少なかれアメリカ、イギリスの指導によることが多いため、同じ法制度になっている。「以前から、特に原子力事業者への集中の原則は原子力施設の輸出メーカー

にとって最大の関心事項であった。

この目的達成のため自然の帰結の面も有るものの実質的にはアメリカからの要求により各国の原子力損害賠償に関する特別法は極めて類似したものになっている。』⁵⁾

又、東日本大震災の後、アメリカが日本で除染をするとき万一日本で事故が発生したとき損害がアメリカの企業に及ばせないようにするため集中の原則は帰納するとされてきた。「米国企業が日本に向けて除染関連機材を輸出しやすくなるための米国から加盟を強く要請されている」⁶⁾。

「なぜ、原子炉メーカーは製造物責任法の適用除外を受けているのでしょうか。それは、日本がアメリカから原子力関連技術の供与を受け、原子力発電事業を始める際にアメリカから提示された条件のひとつだったからである。アメリカの原子炉メーカーとしては、原子炉設備の瑕疵による事故が万一起これば巨額の賠償責任を負うことになりかねず、そのようなリスクを負うことはできないというビジネス判断をしたのである。

アメリカの技術をもとにして原子力発電を始めた国々は、原子力事故の民事責任については、ほぼ同一の法制となっており、それらの国の間では原子炉メーカーの製造物責任は問わないというルールが国際標準となっている。』⁷⁾

「アメリカは、この段階で免責条項の挿入を要求してきたわけである。この場合の免責条項とは、アメリカから賃貸された濃縮ウランの引渡しをうけた後は、その製造、所有、賃貸、占有、使用から生ずる一切の責任からアメリカ政府を免除するというものであるが、アメリカは、この条項なくしては濃縮ウランを海外に賃貸し得ないというほどの重要な条項として要求してきたため、細目協定にはかかる免責条項が挿入されることとなった。

免責条項はイギリスとの原子力協定の締結の際にも問題となった。

イギリスでは、1956年10月に、コールダーホール型原子炉において世界最初の原子力による大規模な発電が開始された。原子力委員会は、イギリスに派遣した調査団のその報告に基づき、将来の電力需給に備えて原子力の開発を進めるためには、同炉の安全性・耐震性などについて調査の上支障がなけれ

ば、できるだけ速やかにその導入をはかることが好ましいと考えるに至ったが、その導入のためにはイギリスとの原子力一般協定の締結が前提条件となっていた。この交渉の中で、イギリスは当初のイギリス側の原案にはなかった免責条項の挿入を要求してきた。交渉はしばらくの間停滞したが、日本原子力発電会社が1958年1月にイギリスに派遣した調査団による炉の安全性などに関する報告などを参考にしつつ検討がなされた結果、イギリス政府または公社は供給する燃料等の適合性・完全性について最善の努力をはらい、燃料の引渡前に日本側で検収を行うのであるから免責条項を受諾しても差し支えないという結論に達し、日本はイギリスの要求を受け入れた。]⁸⁾

原子力産業会議の副議長であった大屋敦氏は、衆議院科学技術振興対策特別委員会での参考人意見陳述に「海外のメーカーから施設を買う、原子炉であるとか、原子燃料であるとか、いろいろのものを海外から供給を受けなくてはならぬのでありますが、その場合に、海外のメーカーは、もしもそれが事故を起こしまして、そうして、日本の大衆が外国のメーカーに対して訴追するというようなことを非常に心配しておりまして、現に、原子力研究所の第3号炉につきましても、相手方のゼネラル・エレクトリックが、その点について非常にやかましい注文を持ち出してきたのでありまして、そういうことに対しまして、この法律では、原子力業者に責任を集中する、原子力業者のみが無過失責任を負うということにしておるのであります。]⁹⁾

以上の記述からみて集中の原則はアメリカ、イギリスの指導の下に導入されたことが明白である。

5 集中の原則と求償権

我が国の原賠法では、第4条集中の原則、原子力事業者以外の者は責任を負わないことが規定されており、また、原子力事業者が被害者に支払った損害賠償に関する求償権についても、第三者の故意により生じた場合は第三者に求償することが規定されている。

また、原子力事業者と他の三者の間に求償権の除外の特約がある場合には求償権が制限されている。(第5条)。

今や、原子力の集中の原則は各国の国内法に規定されているが、原子力事業者だけが原子力損害の責任を負うシステムは、各国の原子力損害賠償法や国際条約にも共通する原賠制度の基本的原則の一つとなっている。

現陪法第4条 前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。

2 前条第1項の場合において、第7条の2第2項に規定する損害賠償措置を講じて本邦の水域に外国原子力船を立ち入らせる原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額は、同項に規定する額までとする。

3 原子炉の運転等により生じた原子力損害については、商法(明治32年法律第48号)第798条第1項、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年法律第94号)及び製造物責任法(平成6年法律第85号)の規定は、適用しない。

現陪法第5条(求償権) 第3条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し特約をすることを妨げない。

現陪法 旧5条

第三者に過失がある時、原子力事業者は求償権を有すると規定して、民法の過失責任主義の原則に立ち、過失者にも求償権有するとの考えによるとされる。

そして原子力事業者と第三者との間に損害賠償につての特約があれば特約が優先して賠償を免除することができる旨の規定がある。

昭和46年の原賠法改正により、過失責任主義が改正され原子力事業者は、取引事業者に故意があった場合のみ、その損害の求償請求ができるに変更した。

これによって、原子力事業者と取引する者、原材料、機器、役務等を提供する事業者は、損害発生につき過失や重過失が有ったとしても、責任集中原則で被害者への賠償責任を免れた上、故意に損害を与えない限り、原子力損害については、原子力事業者からの求償請求すら免れることになる。

更に特約によりこの故意の場合も5条2項の規定により排除することが可能となっている。

「この第1次的な責任を負った原子力事業者が、被害者に支払った損害賠償を他に求償できるかについては、原子力施設・設備等の関係者に対して、過失や欠陥があった場合の求償する可能性を規定している国もある。

米国では原子力法（PA法）に責任集中は規定されていないが、事業者に対して抗弁権の放棄、経済的な責任の集中、賠償責任の免除の放棄等を義務付ける契約により、実質的に無過失責任・責任集中と同様の仕組みを作っている。

しかし、原子力損害の賠償責任は原子力事業者に集中させていても、場合によっては原子力事業者が原子力施設の建設業者や設備・機器の供給者などに求償することを妨げないとしている国もある。

その最も特徴的な例として、インドでは、原子力事業者は被害者に対する賠償を行った後に、明らかな又は潜在的な欠陥のある設備・材質、又は基準以下の役務があつて、供給者又はその従業員の行為による結果から生じた原子力事故の場合、事業者は求償権を有する（第17条b項）と規定している。

また、韓国では、「原子力損害が資材の供給や役務・労務の提供（資材の提供）により生じたときには、原子力事業者は、当該資材を提供した者やその従業員に故意又は重大な過失があるときに限り求償することができる。（第4条）としている。

このように、これらの国においては、製品や役務に重大な過失（故意は勿論のこと）や欠陥があった場合に、賠償義務が供給者にも及ぶ可能性があることが明らかになっている。」¹⁰⁾

6 原子力条約と責任集中主義

原子力事業者だけが原子力損害の責任を負う仕組みは諸外国の制度や国際条約にも共通する原賠制度の基本的原則になっている。

原子力損害について責任はまず原子力事業者が負うことになる国際条約は現在三個あるがいずれの条約も集中の原則を採用している。国際条約、原子力保有国のいずれもが採用している原則になっている。

表 1

ブライス、アンダーソン法 原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC)
原子力損害賠償補償法の3つの法律を比較したもの

責任集中	ブライス、アンダーソン法 原子力事業者への責任集中主義
	原子力損害の補完的な補償に関する条約 (CSC) 事業主への責任集中、ただし国内法により一定の条件のもとで輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる
	原子力損害賠償補償法4条 事業者の責任集中

表2 3つの原子力の損害賠償に関係する条約共通内容

原子力補完的保障条約 (CSC) 1 採択機関は IAEA。 2 1997年採択。発効。 3 締約国は、アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、アメリカ、アラブ首長国連邦、日本国の6カ国	3つの条約の共通内容 原子力事業者の責任集中主義
ウィーン条約 (VS) 1 採択機関は IAEA。 2 1963年採択。1977年発効。 3 締約国は、中東欧、中南米等 IAEA 加盟国を中心に34ヶ国。	
パリ条約 (PC) 1 採択機関は OECD/NEA 2 1960年採択。1968年発効。 3 締約国は、仏、独、英、伊等の欧州の、OECD加盟国を中心に15ヶ国	

7 原子力損害賠償 集中の原則に関する訴訟

臨界事故 JCO 事件水戸地判平成20年 2月27日 判タ1285号201頁

本件は、臨界事故発生当時、JCO 東海事務所付近に所在する工場で稼働していた原告ら事故の際に発生した放射線に被曝したことなどに起因して身体に変調が生じ、また、工場での営業ができなくなった等と主張して、JCO 及びその親会社である住友金属鉱山株式会社に対し、民法709条及び715条1項に基づき、予備的に原賠法3条1項に基づき、治療費や慰謝料等の支払いを求めた事件である。

原告の主張

「①住友金属鉱山は JCO の100%親会社であり実質的には形式上の原子力事業者である JCO と一体であること、

②原賠法の責任集中の原則はその立法過程を見ても資材等の供給者の免責を目的とするものであり住友金属鉱山のごとき原子力事業者の100%親会社を免責することを想定していないこと、

③住友金属鉱山が100%子会社である JCO を設立して原子力事業を行わせたことは原子力損害賠償法の立法趣旨と相容れない行為でありこのような行為を敢行した者に原子力損害賠償法による免責を主張する資格はなくまた原子力損害賠償法はそのような者の免責を想定していないことを理由に、原告らの損害が原子力損害に該する場合でも住友金属鉱山は免責されないと解すべきである」¹¹⁾。

この原告の主張に対して、臨界事故 JCO 事件水戸地裁は平成20年 2月27日判決（判タ1285号201頁）で次のとおり判示し、原告の住友金属鉱山株式会社に対する損害賠償につき民法の規定に基づく請求はそれ自体失当であると判示した。

判決の理由は次の通りである。

「①本件事故は原賠法3条1項本文にいう「原子炉の運転等の際」に発生したものであるから、本件事故により生じた「原子力損害」については、JCO

が賠償する責任を負う。

②同法4条1項の規定により、原子力事業者には該当しない住友金属鉱山に対しては、原賠法上はもちろんのこと、民法を含むその他のいかなる法令によっても、当該損害の賠償を請求することはできない。

③原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地もないのであるから、本件事故による被曝と相当因果関係があるものとして損害賠償を請求する限りにおいては、原子力事業者に該当する JCO との関係においても、民法上の不法行為に基づいて、損害賠償を求めすることはできない¹²⁾

臨界事故 JCO 事件水戸地判平成20年2月27日の判決に対して次のように考える。

住友金属鉱山株式会社損害賠償の責任を負うべきと解する。

住友鉱山株式会社と JOC は別個の法人格を与えられているのはそれぞれ別個の権利義務の主体となるからである、だから事業主体は JOC であり住友鉱山株式会社ではないことになる。

しかし、形式的に別法人格である株式会社を見た場合、一定の場合には正義・衡平に反する結果を発生することがある。

そのようなときに問題の会社、とその背後の会社、とを同一視することを法人格の否認と言われ、この法理はアメリカの判例理論に由来する。

日本の法律に明文の規定はなく、最判昭44.2.27 の最高裁判所第一小法廷判決で認められた。

法人格が全くの形骸にすぎない場合、またはそれが法律の適用を回避するために濫用されるような場合には、法人格を認める本来の目的に照らして許すべきものでないとして、法人格を否認する。

以降、裁判例で法人格否認の法理が採用され、学会での研究も進んだが実定法上の根拠は商法・会社法上には存在せず、民法1条3項などの一般条項

に求められている。

そもそも会社に法人格が認められるのは会社が国民経済的に有用な機能を営んでいるからである。

ゆえに法人格が濫用される場合や法人格が形骸化している場合には会社が国民経済的に有用な機能を営んでいるとはいえない。ゆえに会社の法人格を当該事案の解決に必要な範囲内で否定し会社とその背後にあるものを同一視するのである。

したがって、被告住友金属鉱山は被告 JCO の100%親会社であり実質的には形式上の原子力事業者である被告 JCO と同一体であること、更に、大会社は集中の原則を適用により損害賠償の請求を免れるため、別会社を設立して原子力事業を運営することが行われてしまう。

星野英一氏は「巨額の損害について国が手当てする制度がないとこれに対処するために原子力事業者の側としては、企業を小さく分割して、例えば原子炉ごとに別個・独立の会社とするという手段を講じて、危険を分散するということになりましょう。」¹³⁾。

我妻栄氏も、「50億円以上の損害について国が補償しないのであれば、そうなると思われないから、小さい株式会社を作って、災害が起きたらみんな会社をつぶします、ワン・サイト・ワンカンパニーにします。それは自由だからそれでもよかろうということになるだけの話でしょう。しかしそれでは日本で原子力産業を興していこうという方針は貫かれないことになります。」¹⁴⁾と述べている。

このように原子力損害賠償法の立法関係者は原子力事業者が小規模な子会社を作って原子力事業を行わせるという事態を望ましくないと考え、それを避けることを目的として原子力損害賠償法を制定したものである。

立法のプロセスからみたとき、被告、住友金属鉱山が100%子会社の被告 JCO を設立して原子力事業を行わせ、損害が発生すれば、責任集中の原則を盾に損害賠償のリスクは回避して利益のみ享受しようとしたことは立法の趣旨に反することになる。

被告、住友金属鉱山は免責されないと解すべきである。

8 結 語

これまで論述したように、一般の民法の原則、製造物責任法の規定からすると、本来責任を負うべきものが原子力事業者以外にあった場合、たとえば、建築業者、設計会社等が責任を負担するはずであるのに、本来損害賠償を負担するはずの者が責任を負担しないことになる。

この原則を歪めたものは、アメリカは日本に原子力発電を導入するとき集中の原則、を強く要求して、日本に輸出して仮に日本で事故が発生してもアメリカの企業が免責条項の挿入を要求して、アメリカの政治的指導により導入したためといわれている。

このように、集中の原則は沿革的にはアメリカ、イギリスからの指導によるものとされていることが明確になった。

日本のみならず、あとから原子力施設を導入した国は、多かれ少なかれアメリカ、イギリスの指導によることが多いため、世界の原子力保有国は集中の原則を採用し同じ法制度になっている。

倫理的、道徳的、法律的観点から原子力損害の責任が中途半端になっている。

本来、汚染者負担の原則に従い、原子力事業に起因する損害賠償コストは、原子力事業者が負うべきであり、原子力機器メーカーについても製造物責任を負担すべきである。

にもかかわらず、原子力事業者にのみ損害賠償責任が限定されており、原子力機器メーカーも製造物責任を負わないならば、これらの者が損害賠償金の支払いによる経営破綻リスクを負わないことになり、倫理的、道徳的、法律的観点から原子力損害の責任が中途半端、曖昧である。

日本国がついに平成26年 11月加盟した原子力補完的補償条約（CSC）に加盟した。CSC条約にも原子力事業者（電力会社等）のみが被告になり責任を負うとする原則を採用している。

日本が原子力補完保障条約に加盟が決定して他国に原子力発電を輸出する

とき他国で事故が発生した場合、集中の原則は 他国に悪影響、他国の人権侵害の危険性がある。

損害に原因を与えた原子力プラントメーカー、建設工事者、その他もろもろの共同不法行為者が登場して、被害者にとって損害賠償をする場合に請求の対象である相手が不明確になり、誰に損害を賠償してよいか判断することが困難になる。

しかし、原子力の事故が発生した場合、何よりも大切なことは被害者をいかに保護するかという点である。

集中の原則により、被害者が損害賠償を請求する相手が原子力事業者であることが明確であるため、被害者は損害賠償を請求しやすくなるメリットがある。

途上国を中心に原発が普及する見通しの中、海外での事故のリスクが高まるため日本が有利に進めるためであるとも言われている。

さらに、原子力関連する企業が原子力事業に参画しやすくなるメリットがある。

世界各国の原子力保有国はほぼすべての国が集中の原則を規定しておりまた、現存する、国際条約3個もいずれも集中の原則を明確に規定して、いまや世界の原子力の法規範の原則になっているのが実情である。

この原理、原則を変更することになれば、原子力の損害賠償に大混乱を起すことになる。

現時点で民事の一般原則を適用することは法的安定性を害することになるのでこの原則を変更することは不可能であると解する。

原子力の事故の責任を本質的に問う最良の方法は第一次的に被害者が損害賠償を容易にして、損害賠償の相手を明確にするため、原子力事業者が責任をとり、第2次的に原子力事業者から損害の原因を作った相手に求償権の形をとり、損害賠償をすることが最も良い策と考える。

したがって現状では現在の集中の原則が妥当という結論に至った。

参考文献

- 1) 2012年2月8日電気新聞 2012年6月27日電気新聞
- 2) 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害の補完的補償に関する条約に関する意見書 2014年(平成26年)8月22日
- 3) 2014年9月22日夕刊東京新聞
- 4) 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害の補完的補償に関する条約に関する意見書 2014年(平成26年)8月22日日本弁護士連合会
- 5) 国境を超える原子力損害に関する賠償責任道垣内正人ジュリスト 1993.1.1-15
- 6) 2012年6月27日 電気新聞
2014年11月4日 中日新聞
- 7) 138回原子炉メーカーの製造物責任早稲田大学大学院法務研究科教授 道垣内 正人
- 8) 原賠法における責任集中原則の射程福田健太郎(掲載日 2011年5月2日)
- 9) 甲第27号証1~2頁:衆議院科学技術振興対策特別委員会速記録昭和36年5月10日
- 10) 注10シリーズ あなたに知ってもらいたい原賠制度45
- 11) 平成14年(ワ)第513号損害賠償請求事件
原告大泉恵子外1名被告株式会社ジェー・シーオー外1名 準備書面
- 12) 2003年3月3日のJCO水戸地裁刑事裁判・判決
臨界事故JCO事件水戸地裁は平成20年2月27日 判決(判タ1285号201頁)
- 13) 丙第6号証395頁~396頁、丙第7号証48頁
- 14) 丙第7号証77頁